

答申第 823 号

諮問第 1277 号

件名：DV に関する名古屋市、豊田市の事務の内容がわかる文書の不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 2 月 10 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 24 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しているというものである。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

#### (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、平成 24 年度から本件開示請求のあった平成 26 年 2 月 10 日までの間に愛知県健康福祉部子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）が作成又は取得した文書のうち、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）に関する被害者への案内事項・提出書類等の DV に関し名古屋市及び豊田市における両市が定めた規定等に基づく固有の事務の内容が分かる文書であると解した。

#### (2) 本件請求対象文書の存否について

子育て支援課がつかさどる事務は、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）第 8 条第 8 項（当時）において、児童の保育及び健全育成に関すること、児童手当に関すること（職員厚生課の事務分掌事項を除く。）並びに少子化対策の総合的な調整に関することと規定されている。

子育て支援課の所掌事務のうち、DV に関係する事務としては、児童手当に関するものがある。

児童手当は、支給を受けようとする者（一定の公務員を除く。）が住所地等の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に認定の請求をし、養育状況や所得状況等の支給要件を満たした場合に支給されるものであるが、その認定や支給は児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 7 条及び第 8 条により市町村長の権限と規定されており、都道府県は同法第 18 条により児童手当の費用の一部を負担することとされている。

愛知県においても、同法に基づき事務を行っている。

この児童手当の支給を受けている者で、配偶者から暴力を受けたと訴えている者（以下「請求者」という。）の配偶者であるもの（以下「配偶者」という。）については、例えば、請求者が専属的に児童の監護を行っており、かつ生計が同一である場合、児童手当を受給している配偶者の監護があっても児童の生計を維持する程度の高い者が請求者であると認められる場合等には、市町村長は職権により配偶者が有する児童手当の支給事由の消滅処理を行うことができるとされている。

この事務については、請求者及び児童の確実な保護を図る観点から、請求者の新住所地の市区町村（以下「請求者の市区町村」という。）から配偶者の住所地の市区町村（以下「配偶者の市区町村」という。）へ直接通知を行わず、都道府県を介することにより、配偶者の市区町村には請求者の新住所地の情報が入らない仕組みとし、平成 24 年 3 月 31 日付けで厚生労働省より発出された雇児発 0331 第 4 号「児童虐待・DV 事例における児童手当関係事務処理について」（以下「DV 通知」という。）に基づき、都道府県と市区町村が連携を取って事務処理を進めることとされている。請求者が配偶者と異なる市区町村に移動した場合、請求者の市区町村が都道府県に対して通知し、都道府県はこの通知を受けて配偶者の市区町村に対し、配偶者からの追跡の可能性を排除するため、請求者の市区町村名等を伏せた上で職権による支給事由の消滅処理を行うよう通知している。それを受けて配偶者の市区町村は職権による支給事由の消滅処理を行いその旨を都道府県に通知し、通知を受けた都道府県は請求者の市区町村にその旨を通知することで児童手当の適正な支給を行っている。

本県においても、DV 通知に基づき事務を行っている。

しかし、厚生労働省からの DV 通知並びに同通知に基づき発出される本県から市区町村に対する通知及び市区町村から本県に対する通知は、全国一律の事務に関するものであり、名古屋市及び豊田市における DV に関する固有の事務の内容について記載されているものではない。

そのため、子育て支援課が関わる DV に関する事務は、前記で述べた市区町村との文書のやり取りのみであるため、本件請求対象文書について、子育て

て支援課は作成又は取得していない。

なお、昭和 47 年 2 月 19 日付け児発第 75 号「児童手当の支給に関する処分等についての不服申立てについて」により、市町村長が行った児童手当に関する処分について不服がある場合は、都道府県に審査請求をすることとされている。仮に児童手当の DV に係る処分につき、審査請求が行われた場合には、審理の手続上、市町村における児童手当の DV に関する固有の事務の内容が分かる文書が、本県に提出され、子育て支援課が当該文書を取得する可能性があると考えられたが、本件開示請求において指定されている年度において、該当する案件はなかった。

念のため、子育て支援課において本件請求対象文書の有無を探索したが、存在しなかった。

以上により、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不開示（不存在）決定としたものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

##### (2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

##### (3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によると、子育て支援課の所掌事務のうち、DV に関係する事務としては、児童手当に関するものがあり、当該事務については、DV 通知に基づき、都道府県と市区町村が連携を取って事務処理を進めることとされているとのことである。

そして、本県においても、DV 通知に基づき事務を行っているが、厚生労働省からの DV 通知並びにそれに基づき発出される本県から市区町村に対する通知及び市区町村から本県に対する通知は、全国一律の事務に関するものであり、名古屋市及び豊田市における DV に関する固有の事務の

内容について記載されているものではないとのことである。

さらに、児童手当法第 29 条の 3 及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 の規定（当時）により、市町村長が行った児童手当に関する処分についての不服申立ては、都道府県知事に審査請求をすることとされているところ、当該処分が DV に関するものにつき審査請求が行われた場合には、市町村における DV に関する固有の事務の内容が分かる文書の子育て支援課が取得する可能性があるが、本件開示請求において指定されている年度においては該当する案件がなかったとのことである。

イ 当審査会において、実施機関から提出された DV 通知を見分したところ、職権による支給事由消滅処理を行うべき事例、請求者の市区町村と都道府県との間及び都道府県と配偶者の市区町村との間における通知の様式その他の連絡及び報告方法等、配偶者からの暴力を訴えている事例における児童手当関係事務の処理方法について、都道府県及び市区町村における事務処理の流れ等が記載されていることが認められた。

ウ DV 通知並びにそれに基づく県及び市区町村からの通知は、全国一律で行われる事務について記載されているもの及びそれに基づくものであって、名古屋市及び豊田市が定めた規定等に基づく固有の事務について記載されているものではないと解される。また、平成 24 年 4 月 1 日から本件開示請求がなされた平成 26 年 2 月 10 日までの間において、児童手当に関する処分が DV に関するものについての知事への審査請求事案がなかったのであれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

また、他に本件請求対象文書を作成又は取得したことが推認される事情は特に認められない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

#### (4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 別記

子育て支援課に対する開示請求 H24 年度 H25 年度  
DV に関する名古屋市、豊田市の事務の内容がわかる文書

(審査会の処理経過)

| 年 月 日                     | 内 容                      |
|---------------------------|--------------------------|
| 26. 5. 1                  | 諮問                       |
| 28. 2. 8                  | 実施機関から不開示理由説明書を受理        |
| 28. 2. 10                 | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| 28. 2. 15<br>(第 481 回審査会) | 実施機関職員から不開示理由等を聴取        |
| 28. 9. 23<br>(第 500 回審査会) | 審議                       |
| 29. 2. 9<br>(第 512 回審査会)  | 審議                       |
| 29. 3. 23                 | 答申                       |